

平成14年5月17日

## 公的年金制度のあり方について

年金部会委員  
矢野 弘典

## 1. はじめに

戦後わが国の社会保障制度は、充実、発展を重ねてきた。これは、当時の高度経済成長と人口の増大に支えられたものであった。

しかし、わが国の経済社会は、近年グローバル経済化とIT化が急速に進展し、経済基調が低成長へと変化し、今日においてはマイナス成長に陥っており、また、諸外国に比して少子高齢化が急速に進行している。

このような環境変化が、現行社会保障制度の基盤を大きく揺るがしているにもかかわらず、的確な対応がなされていないため、国民が制度に対して不信と不安を抱くようになり、これが経済不振を招くという悪循環に陥っている。

また、今後の国民負担率の上昇によって経済社会の活力が大きく低下することが危惧されている。

今こそ、わが国経済社会の活力の維持・向上を図るため、経済・財政構造改革と一体となった社会保障制度改革が行われなければならない。重要なことは、経済基調の変化、人口構造の変化を直視して、原点に立ち返り制度の改革を考えることである。その際、「自立・自助・自己責任」の要素を高め、民間でできることは民間に任せるという考え方の下で、自助、共助、公助のバランスのとれた長期にわたる持続可能な制度の構築が図られなければならない。

## 2. 公的年金制度の信頼回復の好機

公的年金制度は、老後の生活保障を行う主要な柱の一つであり、国民生活の安心と安定を図るセーフティネットとして大変重要である。

しかしながら、わが国の公的年金制度は急速な少子高齢化の進行や経済基調の変化などに対応できず、近年、5年毎に負担の増加と給付の抑制を繰り返すのみで、結果として、現行制度のままでは将来の現役世代の負担は相当なものとなる。このことが国民の年金制度に対する信頼を損なうものとなっている。今後の医療、介護などの負担増も考慮すれば、現役世代の生活を圧迫し、国際競争力を殺ぎ、経済社会の活力を劣化させるような年金保険料の負担の増加は耐えがたい。

本格的な少子高齢社会を目前に控えた今回の財政再計算においては、経済財政諮問会議の「骨太方針」にある「将来にわたって大きく改正する必要のない、持続可能な制度を確立」するまたとない機会であり、負担と給付のあり方を中

心に現行制度を抜本的に見直し、年金制度に対する国民の信頼の回復に資するものとしていく必要がある。

### 3. 公私年金の役割分担の見直しと適切な組み合わせ

公的年金で老後生活のすべてを賄うことが困難であることは明らかである。公的年金と私的年金との役割分担を見直し、公的年金をベースに、福利厚生としての企業年金、さらには自助努力としての個人年金などとの適切な組み合わせを検討することが必要である。

昨年6月、確定拠出年金法ならびに確定給付企業年金法が成立した。とくに、確定拠出年金は自助努力、自己責任型の年金として時代の要請に沿ったものである。これら私的年金2法により、労使の選択肢の拡大が図られたことは、公私年金の役割分担の見直しの基盤が整備されたものとして評価できる。

しかし、依然として改善すべき問題が残されているので、早急に解決を図るべきである。

### 4. 公的年金制度改革の方向

今回の公的年金制度改革にあたっては、負担と給付のアンバランスを是正し、とくに、将来の現役世代に過度な負担を求めることのない仕組みをつくり、また、1階・基礎年金制度が抱える様々な問題の解決に資するものでなければならない。

そのため、基礎年金については、すべての高齢者の基礎的な生活費の保障を行なうものとして、賦課方式の財政方式を採り、その財源は当面まず国庫負担2分の1への引上げを実現し、その後に全国民が広く薄く負担する間接税による税方式へと転換すべきである。これによって、従前の保険料負担が軽減され、最終的には1号被保険者の保険料がなくなるので、税負担についての国民の理解と納得が得られ易い。基礎年金をこのようなすべての国民に高齢者の基礎的な生活費を保障するものと位置付けることによって、国民の安心感がつくられる。その上で、報酬比例部分については、保険料を財源とした報酬比例の年金として相応しい仕組み（積立方式）に向けた改革に早急に着手すべきである。

これらによって、基礎年金と報酬比例部分との機能、役割が明確に区分された制度の構築が可能となり、また、それぞれの制度に相応しい財源の確保が図られとともに、人口変動の影響を受けない、世代間の負担と給付のアンバランスが是正された制度になるので、制度の長期にわたる持続可能性が高まることになる。

以上